

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
11月17日
(金曜日)

目次

- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....
- 公告
ふぐ処理師試験の実施(生活衛生課).....
- 基本測量の実施の終了(監理課).....
- 雑報
県報の正誤(平成二十九年四月二十五日山口県告示第百六十八号ほか五件).....



山口県告示第四百八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十九年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五五の三七の一部
- 二 特定有害物質の種類
クロロエチレン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、シスー一・二・ジクロロエチレン、一・三・ジクロロプロペン、ジクロロメタ

ン、水銀及びその化合物、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン
三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。



(三〇三) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。)第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。
平成二十九年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

- 1 日時 平成三十年二月十四日(水曜日) 午前十時から正午まで

- 2 場所 山口市滝町一番一号
山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

- 1 日時 平成三十年三月十四日(水曜日) 午前九時から
- 2 場所 山口市富田原町一番一八号
公益財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。
実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。
三 受験願書の受付期間

平成三十年一月四日(木曜日)から同月二十二日(月曜日)まで(郵送の場合は、一月二十二日までの消印のあるものは、有効とする。)
 四 受験願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所 (以下「事業所」という。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三〇一八五〇))

五 提出書類等

- (一) 受験願書
 - (二) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
 - (三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)
 - (四) ふぐ処理業務従事証明書
 - (五) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一條第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(三)及び(四)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類
- 六 受験手数料
 一万六千六百六十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 七 合格者の発表等
 (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
 (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 八 その他
 (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受

験願書等請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。
 (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三〇四) 基本測量の実施の終了
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。
 平成二十九年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
 基本測量(空中写真撮影及びオルソ画像作成)
- 二 作業の地域
 岩国市及び玖珂郡和木町
- 三 作業の期間
 平成二十九年四月二十日から同年九月二十六日まで



正 誤

平成二十九年四月二十五日山口県告示第百六十六号(指定施業要件の変更予定保安林(美祢市))

ページ	段	行	誤	正
二	上	左から一	美祢市建設経済部農林課	美祢市建設農林部農林課
〃	下	一五六	美祢市建設経済部農林課	美祢市建設農林部農林課

二	ページ	上	段	左から 四〇	行	美祢市建設・経済部農林課	誤	美祢市建設・農林部農林課	正
---	-----	---	---	-----------	---	--------------	---	--------------	---

平成二十九年八月十五日山口県告示第二百九十九号 (保安林指定施業要件の変更)

〃	四	四〇	三	ページ	下	上	段	左から 一〇	行	美祢市建設・経済部農林課	誤	美祢市建設・農林部農林課	正
---	---	----	---	-----	---	---	---	-----------	---	--------------	---	--------------	---

平成二十九年七月四日山口県告示第二百五十六号 (保安林指定施業要件の変更)

二	ページ	下	段	左から 一〇	行	美祢市建設・経済部農林課	誤	美祢市建設・農林部農林課	正
---	-----	---	---	-----------	---	--------------	---	--------------	---

平成二十九年六月十六日山口県告示第二百二十九号 (指定施業要件の変更) 予定保安林

三	二	上	下	左から 一〇	行	美祢市建設・経済部農林課	誤	美祢市建設・農林部農林課	正
---	---	---	---	-----------	---	--------------	---	--------------	---

〃	二	一	ページ	下	上	下	段	左から 一〇	行	美祢市建設・経済部農林課	誤	美祢市建設・農林部農林課	正
---	---	---	-----	---	---	---	---	-----------	---	--------------	---	--------------	---

平成二十九年十月六日山口県告示第三百四十八号 (保安林指定施業要件の変更) (美祢市)

五	四	〃	四	ページ	上	下	段	左から 一〇	行	美祢市建設・経済部農林課	誤	美祢市建設・農林部農林課	正
---	---	---	---	-----	---	---	---	-----------	---	--------------	---	--------------	---

平成二十九年八月二十五日山口県告示第三百八号 (指定施業要件の変更) 予定保安林 (美祢市)

平成二十九年十一月十七日印刷

発行人所

山口県知事